条例

埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例及び埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年十一月十六日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県条例第四十四号

埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例及び埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例

（埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第一条　埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第六条第五号」を「第六条第六号」に改める。

（埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部改正）

第二条　埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例（平成二十四年埼玉県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第七条第二項」を「第七条第三項」に改める。

附　則

この条例は、下水道法等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

8bfe511d083c604b2e275b23331d9262